平成２９年（フ）第５９７号
栃木県下都賀郡壬生町幸町３丁目６番17号　ハイツコーエイ203
債務者　神永　雪絵
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１０号
北海道旭川市神楽５条14丁目２番20号　第２白樺荘５号室
債務者　南　　哲男
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
大阪府吹田市垂水町１丁目27番26号
債務者　長谷川　晋
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４１号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番23―1102号、前住所大阪市北区西天満６丁目８番８―402号
債務者　前田　なお
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７号
大阪府寝屋川市田井町14番11号（305号）
債務者　吉岡　一美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９８号
大阪市淀川区木川西２丁目13番２号　ファミリーハイツ　101号
債務者　寺田美津子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９９号
大阪市淀川区木川西２丁目12番６号
債務者　寺田　真人
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９５号
栃木県宇都宮市下岡本町2507番地30
債務者　茂呂田久徳
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４９０号
東京都八王子市丹木町１丁目378番地１プレスタージュＭ＆Ｙ102号
債務者　吉野　友子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１号
岡山市中区赤田158番地７
債務者　岡崎　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９号
沖縄県中頭郡北谷町字伊平283番地　シーサーズコート丸喜201
債務者　宮崎友里恵（旧姓メイズ）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５３７号
静岡県浜松市浜北区沼35番地の２　駅南荘203、前住所静岡県浜松市天竜区渡ケ島217番地の３　第１しらゆり寮108号
債務者　嶋　　晃二
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２号
静岡県浜松市南区増楽町892番地の３
債務者　小谷　拡生
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３号
静岡県浜松市南区三島町571番地
債務者　山下　信義
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４号
静岡県浜松市中区和合町220番地の539　コーポ馬渕１―Ｂ、前住所福岡県久留米市国分町403番地１
債務者　山崎　　礼
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係